

甲府市農業委員会 2月定例総会議事録

1. 日 時 令和4年2月25日（金曜日）午後2時00分から午後3時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（17名）

会長・西名 武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 渡邊 初男 2番 小松 芳彦 3番 菊島 建 4番 池田 哲郎
5番 落合 洋子 6番 關野 登 7番 田中 由美 8番 後藤 良仁
9番 土屋 三千雄 10番 越石 和昭 12番 山村 忠弘 14番 末木 瑞夫
15番 矢崎 正勝 16番 塚田 泰英

4. 欠席委員（2名）

【農業委員】

11番 小澤 博 13番 雨宮 洋文

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職氏名

事務局 長 中村 勝
農地係 係 長 清野 隆彦
係 長 青木 進
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和4年3月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 令和4年3月告示分農地中間管理権に係わる農用地利用集積計画の承認について
議案第6号 農用地利用配分計画（案）の作成について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第5号 耕作土搬入届出について
- 報告第6号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和4年2月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中17名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（清野係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会2月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、2月定例総会の議事録署名委員ですが、5番の落合 洋子（おちあい ようこ）委員、6番の關野 登（せきの のぼる）委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、議事の進行上総会で疑問に思うことがありましたら何なりとご発言をお願いします。

それでは議案審議を始めます。

【議案第 1 号】

議案第 1 号 農地法第 3 条による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第 3 条許可申請は賃貸借が 1 件、第 3 条の法人が農地を賃借する際の資格要件を全て満たしております。

議案書 1 ページの 1 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については、議案書記載のとおりです。

東光寺東部公会堂から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、南面は宅地、西面、北面は農地となっています。

賃借人は〇〇であり、〇〇に〇〇がありますが、〇〇で〇〇をしており、〇〇を検討していたところ申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 1 号は決定し、許可書の交付をまいります。

つづいて、議案第 2 号は農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の4条許可申請は1件ございます。

議案書2ページの1番、地図は1ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第1種農地の農用区域内農地の不許可の例外と判断しました。

申請者は土地の有効活用を図るため、申請地に〇〇を植える計画であり、申請地を一時転用により〇〇し、〇〇の計〇〇㎡の転用となります。転用後は、〇〇し、一時転用期間は許可日から〇〇年間となり、その後は耕作状況を判断し一時転用の再申請を審議してまいります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひとつの説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

特にないようでございますから、採決をさせていただきます。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第2号については、決定し、許可書の交付をしてまいります。

つづいて、議案第3号は農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の5条許可申請は所有権移転が2件、賃貸借が1件、使用貸借が1件、計4件となります。

議案書3ページの1番、地図は2ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は申請地〇〇側にて〇〇しているが建て直しすることとなり、〇〇をするため土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を〇〇として転用したいとのことです。

続きまして議案書 2 番～3 番、地図は 3 ページの 5 条No.2～3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。また、現在の住居が〇〇となっているため、〇〇としての側面もございます。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書 3 ページの 3 番、地図は 4 ページの 5 条No.3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、借人、貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。5 条案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

無いようであれば採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 3 号については、決定します。

この議案の案件は全て 1,000 m²未満ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 5 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 5 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

6 ページからは令和 4 年 1 月 17 日から令和 4 年 2 月 16 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 5 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号 令和 4 年 3 月告示分 農用地利用集積計画についてですが、審議に先立ち、利用権設定の 13 番の案件は、土屋委員が関係する案件、利用権設定の 34 番及び 35 番の案件は、菊島委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 4 号のうち、利用権設定の 13 番、34 番、35 番を除く案件について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 4 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 3 件、新規設定 19 件、再設定 29 件、計 51 件の申し出がありました。

議案書 12 ページの表は、所有権移転です。

甲運・中道北地区からの申し出がありまして、合計面積は 541 m²です。

議案書 14 ページの表は、新規設定です。

千代田・甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 30,639 m²です。

中段の表は、令和 3 年度の目標面積 103,600 m²に対し、設定面積は 154,485 m²、達成率は 149%です。

続いて 15 ページの表は、再設定です。

相川・里垣・甲運・玉諸・二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 40,771.78 m²です。

中段の表、令和 3 年度の目標面積 350,700 m²に対し、設定面積は 342,109 m²、達成率は 98%です。

16 ページ 1 番から 24 ページ 19 番は新規設定です。

24 ページ 20 番は再設定です。

24 ページ 21 番から 36 ページ 48 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。また、22 ページ 13 番、31 ページ 34 番、35 番は委員案件となっておりますので、後ほど審議をお願いします。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

はじめに、所有権移転の案件を説明します。譲受人が同じ 2 つの案件を同時に説明いたします。13 ページ 1 番と 2 番をご覧ください。譲渡人、譲受人、所在、地目、面積、利用目的については、記載のとおりです。

譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しております。〇〇で〇〇㎡を耕作しています。

農地の所在地は、譲受人の〇〇する農地であり、〇〇を図るため、移転することとなりました。利用目的は、〇〇です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、13 ページ 3 番をご覧ください。

譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しております。〇〇で〇〇㎡、〇〇㎡を耕作しています。

当該農地の周辺で耕作している譲受人が、〇〇を図るため、移転することとなりました。利用目的は、〇〇です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、新規就農者の案件を説明します。21 ページ 11 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、令和〇〇年〇〇月に〇〇で設立した〇〇で、〇〇を行っており、県内の農家が生産した農産物を、〇〇するといった取り組みを行っています。

今回、会社で農地を借受け、〇〇することとなりました。

当該農地には、元々〇〇が植えてありましたが、一部を残して〇〇する予定です。収穫した農産物は、〇〇を行います。

今後、〇〇や、〇〇の計画があるとのことでした。

会社役員が年間〇〇日農作業に従事します。その他に〇〇名が〇〇したり、農業者から〇〇しながら営農していきます。

今回の借受人は農地所有適格法人以外の一般法人となりますので、解除条件付の貸借となります。

会社役員が年間〇〇日間以上農業に従事するため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、農地所有適格法人の案件を説明します。

借り手が同じ 2 つの案件を同時に説明いたします。29 ページ 30 番、31 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇をしており、〇〇を得ています。経営農地は、〇〇を拠点に〇〇㎡を有し、〇〇を中心にしております。利用目的は、〇〇です。利用権設定の更新となります。

また、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しており、農作業従事日数年間〇〇日を超えていることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

まず、所有権移転の 1 番と 2 番の案件について、甲運地区の小松委員から補足説明をいたします。

○小松委員（甲運地区）

13 ページの 1 番、2 番の案件です。借主は〇〇されて、〇〇をしている時から〇〇をしていて、〇〇をやめて〇〇年近くになるんですけども、今回認定農業者の申請をいたしまして、認定農業者を取得しました。近隣の方から〇〇と申し出があり、今回取得して〇〇という形でこの案件になりました。〇〇の取り組みは熱心な方で〇〇も出ておるので問題ない方です。

以上です。

○議長（西名会長）

つづきまして、所有権移転の 3 番と利用権設定の 11 番の案件について、白井地区の土屋委員から補足説明をお願いします。

○土屋委員（白井地区）

3 番の案件でございます。本来であれば地番は〇〇だから小澤委員さんの案件ですが、

今日は都合により欠席のため、私が変わって説明申し上げます。これは〇〇で譲受人の〇〇ということで、所有者が私は〇〇ということでぜひ譲受人の方に〇〇と前々から言っておりまして、これが成立したというような次第でございます。詳細に関しては先ほど事務局で申し上げたとおりでございます。何の問題もないと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（西名会長）

つづきまして、利用権設定の 30 番と 31 番の案件について、玉諸地区の落合委員から補足説明をお願いします。

○落合委員（玉諸地区）

この件につきましても古くから〇〇でございますし、現在の〇〇しておりまして、何の問題もないかと思えます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりましたが、利用権設定の 11 番の案件について、柿嶋職務代理より補足説明をいただけるようですのでよろしく申し上げます。

○柿嶋職務代理（右左口・上九地区）

本日小澤委員が欠席ということで、ブロック会議の中でも皆様にお話しをした案件です。実はこの〇〇という会社なんですけど、小澤委員とここ 1, 2 年の間に〇〇がありまして、〇〇ということで関係がありまして、現地は皆さん〇〇っていうものをご存じだと思うんですが、あの〇〇側、〇〇なんですけれども、そこへ実は〇〇という会社が来てとりあえず〇〇年借りますとの話がありました。なぜ〇〇年なのかということ聞いてきましたら、実は〇〇年後から〇〇や〇〇をやりたいと、最近〇〇がやっている、その方向を目指していると、ここは〇〇ですのでまだ〇〇にいたっていませんけれども、準備段階として〇〇年間ここで今ある〇〇しながら〇〇年間やってみまして、この計画で〇〇していきたいということで実は〇〇も含めてなんですけど、こういう貸し借りの方が来たのは〇〇なんですね。

〇〇や〇〇を計画していたので、ちょっと私も〇〇したんですけれども、場所はそんなに〇〇ですけれども、〇〇もあって、色々〇〇が必ずしもないわけではないんですけれども、〇〇年後に果たしてこの地域がこの部分だけ〇〇かどうかということは〇〇されていて、これは〇〇がやることでございます。けれども、〇〇というややそういう〇〇があります。〇〇で作った〇〇に〇〇されまして、〇〇ということで大変我々も〇〇しているんですけれども、またなんか後で次の計画がそうなってくれば〇〇なのかなと〇〇しているところでございます。そのことを補足説明させていた

できます。よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件のうち利用権設定の13番、34番、35番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。

それでは、土屋委員のご退席をお願いします。

【 土屋委員 退席 】

つづきまして、議案第4号、利用権設定の13番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書22ページ13番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第4号、13番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。
全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。
それでは、土屋委員はご着席をお願いします。

【 土屋委員 着席 】

次に、菊島委員のご退席をお願いします。

【 菊島委員 退席 】

つづきまして、議案第 4 号、利用権設定の 34 番及び 35 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 31 ページ 34 番及び 35 番をご覧ください。
貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。
これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。
こちら事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。
議案第 4 号、34 番及び 35 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。
全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。
それでは、菊島委員はご着席をお願いします。

【 菊島委員 着席 】

つぎに、議案第 5 号令和 4 年 3 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画及び議案第 6 号農用地利用配分計画（案）の作成についてですが、関連がありませんので事務局より一括して説明してください。

○事務局（牧野係長）

すいません、その前に先ほど報告第 6 号の農用地利用集積計画の解約について説明しておりませんでしたので先に説明させてください。

議案書 37 ページから 38 ページをご覧ください。

今月は 4 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

以上です。

それでは中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書 39 ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、中間管理機構が借り受けた農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。

議案第 5 号で貸し手から中間管理機構への利用集積計画、議案第 6 号で中間管理機構から担い手への利用配分計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 39 ページをご覧ください。甲運地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申し出が 1 件あり、面積は 3,846 m²です。

議案書 40 ページ 1 番をご覧ください。借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 41 ページ 1 番をご覧ください。中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ配分される予定です。

借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳です。〇〇で〇〇m²〇〇しており、当該農地では〇〇します。年間〇〇日間農業に従事しており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

説明は以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

議案第 5 号の利用権設定の 1 番の案件と、議案第 6 号の 1 番の案件について、甲運地区の小松委員から補足説明をお願いします。

○小松委員（甲運地区）

今回この案件の耕作者と会いましてお話ししましたが、以前よりこの〇〇は〇〇し

ておったということで今回手続きを出したという形でご理解いただければと思います。大変〇〇のある方で、〇〇を作りたいということで一生懸命取り組んでおり問題ないと思います。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第5号及び6号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。

報告6号については今事務局から説明がありましたが、報告事項ですのでご了承いただきたいと思います。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

○渡邊委員（滝川地区）

農業委員会だよりの件ですけど、利用権設定の解約が〇〇件もあるんです。これは極力、貸し手と借り手の都合があると思うんですけど、ちょっとせつかく設定したもののについて数字が多いような気がします。これはやむを得ませんけど極力慎重にしたほうが良いと思います。解約が〇〇件、約〇〇町歩近くでこの辺はやむを得ないと思うんですが、極力慎重にお願いします。

以上です。

○議長（西名会長）

今解約の案件が大変多いと、面積も大きいということでございまして、こちらにつきましてはそれなりの理由があつてこういう数字になってしまったと。残念ではございますけれども、事務局でこちらについてはどのように内容を掌握し分析しているのか補足説明がありましたらお願いします。

○土屋委員（白井地区）

解約の件ですが、私も関連するものが〇〇件ばかりあります。それはたまたま契約したんですが、〇〇を活用したい、そして半年後に無償で借用を受けられると。つまり貸し手の都合により解約したんですが、借用したあとはその人と契約したケースがあります。

○議長（西名会長）

今のとおり貸し手の都合はやむを得ないが、借り手の都合により解約が一番懸念されるところでございます。農地の利用が低下してしまう、面積が減ってしまうという、分析的に貸し手の都合による解約の比率を事務局の方でわかりますか。今ここで分からなければ、調べてもらって次の総会の時に報告してもらい参考資料として皆さん承知してもらえれば。

○中村局長

内容をちょっと調べさせてもらっていいですか。

○渡邊委員（滝川地区）

都合があると思うんだけど、解約が多いので

○中村局長

事務局でちょっと調査させていただきます。

○青木係長

たぶん今年はですね、先日出ましたとおり〇〇、これが〇〇ha くらいあるのかな、あとは〇〇、あれも〇〇ha くらいあって、そういうところで貸し借りをされていた方は、まあどうしても解約をしなければならぬということでその辺の解約が今年度についてはちょっと増えたのかなあと考えております。

○議長（西名会長）

渡邊委員さん、今事務局の方でざっとつかんでいるのは、大規模な開発の関係で増えたということです。

○渡邊委員（滝川地区）

分かりました。極力解約は少ない方が良くということ。

○議長（西名会長）

借り手が解約するというのが一番困るわけで、そういうことが無いように努めていくわけですけど、内容については事務局で調べて次の総会でこんなふうな比率ですよ

という報告をいたしますのでご了解いただきたいと思います。

○渡邊委員（滝川地区）

はい。

○議長（西名会長）

他になにかありますでしょうか。

《 質問・意見なし 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、2月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。